

お知らせ !

電気通信主任技術者が、新たに**建設業法上**における
「電気通信工事業の主任技術者」に認定されます。

このたび、国土交通省において「建設業法施行規則」の一部改正が行われ、平成18年4月1日から施行されることになりました。

国土交通省令第百十三号（平成17年12月16日付公布：官報掲載）

（電気通信工事業）

- 一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者

建設業法では、

建設業を営もうとするときは、

国土交通大臣または都道府県知事から建設業の許可を受けなければならず、この許可の基準の一つとして、営業所ごとに**専任の技術者**（「**営業所専任技術者**」という。）を置かなければなりません。（法第7条第2号ハ）

また、建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、

その工事ごとに、一般建設工事の場合、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「**主任技術者**」を置かなければなりません。（法第26条第1項）